

栃木県監査委員告示第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第9項の規定に基づき、栃木県知事福田富一から勧告（平成22年7月12日付け栃監査第37号）に対して措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成22年8月27日

栃木県監査委員 黒 本 敏 夫
同 田 崎 昌 芳

栃議第116号
平成22年8月12日

栃木県監査委員 黒 本 敏 夫 様
同 田 崎 昌 芳 様

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県職員措置請求（住民監査請求）監査結果に基づく措置について
平成22年7月12日付け栃監査第37号により通知のありました標記について、次のとおり措置したので、地方自治法第242条第9項の規定により通知します。

1 勧告の内容

返還所要額462,989円について、栃木県議会自由民主党議員会に対し、栃木県政務調査費の交付に関する条例第11条に基づき返還請求等の必要な措置を講じること。

2 措置の結果

平成22年7月26日付け栃議第96号により栃木県議会議長から平成20年度政務調査費収支報告書等修正届（写）が送付され、当該修正届（写）に基づく修正により発生した残余金462,989円について、平成22年7月27日付け栃議第104号により栃木県議会自由民主党議員会会長に対し返還を求めたところ、平成22年7月28日に同額が返還された。（平成22年8月4日納付確認）